



函館市監査公表第23号

函館市長から「平成25年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

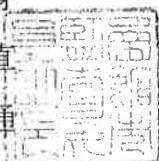
平成26年8月26日

函館市監査委員 渡辺 宏 身

函館市監査委員 植松 直

函館市監査委員 北原 善

函館市監査委員 茂木 修



函 都 景

平成 26 年 8 月 12 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 26 年 4 月 18 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、また  
は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 252 条  
の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 個別テストの実施結果 街づくり推進費)

## 1 意見

監査対象 部局	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
都市建設部 まちづくり 景観課 (旧街づくり推進課)	<p>■街づくり推進費（実地アドバイス、まちづくり講座の開催）について</p> <p>●事業の目的の明確化</p> <p>目的の記載は抽象的であり、具体的に何を目的としているのか不明確である。対象と意図する変化も不明確である。本事業については、実質的な活動内容に照らせば、目的は空地・空家解消とするのがより適当である。事業が目的に従って効果あるものとして実施されているかを評価するために、事業目的は具体的に記載しておく必要がある。</p>	220 ～ 221	<p>平成26年度から、組織機構の見直しに伴い、業務をより効果的かつ効率的に推進するため、街づくり推進課と都市デザイン課を統合し、統合後の方針として、これまでの単に広く意識の啓発のみを行うではなく、都市景観の形成のために、より実効性のある取り組みを主に行うことを見直した。</p> <p>「実地アドバイス」については、これまで、所有者へ利活用を促すために実施していたが、今後は、都市景観形成地域内の建物を利活用希望者に「使ってもらう・使い続けてもらう」ために、市が建物所有者と建物の利活用希望者とのマッチングを行っていくなかで、その実効性を高める手段として、希望者に対しても専門的なアドバイスを行うよう見直しをしたほか、未流通物件の情報提供など、利活用の促進が図られる取り組みも行うこととした。</p> <p>これらは、事案ごとに対応が異なることから、個別対応のなかで、実施の効果を検証する。</p> <p>西部地区の空家・空地対策の取り組みは、採算が合わないため民間主体の取り組みに繋がらないこと、所有者等から公共性を求められることなどから、市が主体的に取り組む必要があること、また、成果に加え、プロセスも重要な要素となるため、時間と労力を伴うことから、一定程度の人件費を要することになるが、魅力ある都市景観の形成に繋がる効果的な行政サービスとして、鋭意進めていく。</p> <p>なお、「まちづくり講座」については一定の目的を達したものと考え、廃止した。</p>
	<p>●アンケートによる直接的効果の把握</p> <p>アウトカムが明確に定義されていない。空家・空地を解消し、魅力ある街づくりを図ることは観光都市函館にとって重要な課題であり、事業の目的自体を否定するものではない。しかし、空家・空地が当事業によって解消されたのか、自然に解消されたのかは明確ではない。実際に空家・空地を解消した市民に対して当事業が有効であったか不明確である。アンケートを実施し、事業の有効性を確認する必要がある。</p>	221 ～ 222	
	<p>●人工削減の必要性</p> <p>当事業が空地・空家解消に一定の成果を上げているであろうことは推察できるが、空家・空地残数が増加している状況を鑑みると、人工を含めた事業コストに見合った効果が得られているのか再度検討する余地がある。</p> <p>人件費を含めたトータルコストでのコスト管理が必要である。</p>	222	